

平成23年度

国土計画局関係
予算概算要求概要

平成22年8月

国土交通省国土計画局

目 次

I	国土計画局関係予算概算要求総括表	1
II	概算要求概要	2
III	個別事項	
1.	成長戦略の具体化	4
(1)	国家戦略としての大都市圏の国際競争力強化	4
(2)	地域の民間団体と地方公共団体の協働による広域的 地域戦略の推進	5
(3)	「新しい公共」の担い手による新たな地域づくり	6
(4)	I C T等を活用した歩行者移動支援の推進	7
2.	超長期を見据えた国土のあり方の展望等	8
3.	地理空間情報の活用促進及び国土情報の戦略的整備	10
4.	総合的な交通体系整備の推進	12
5.	ユニバーサル社会に対応した高齢者・障がい者等の 歩行者移動支援の推進	13
6.	災害対策等緊急事業推進費	14
7.	その他	14

I. 国土計画局関係予算概算要求総括表

(単位：百万円)

事 項	平成23年度 要求・要望額		前年度 予算額	比 較 増△減	対前年度 倍 率
	(A)	うち「元気な 日本復活特別 枠」			
I. 行政経費					
○成長戦略の具体化	638	303	260	378	2.45
・ 国家戦略としての大都市圏の国際競争力強化	248	136	84	165	2.97
・ 地域の民間団体と地方公共団体の協働による 広域的地域戦略の推進	60	0	45	15	1.35
・ 「新しい公共」の担い手による新たな地域づくり	263	100	132	131	1.99
・ ICT等を活用した歩行者移動支援の推進	67	67	0	67	皆増
○超長期を見据えた国土のあり方の展望等	469	0	355	115	1.32
○地理空間情報の活用推進及び国土情報の戦略的整備	769	0	1,018	△ 248	0.76
○総合的な交通体系整備の推進	116	0	70	46	1.66
○ユニバーサル社会に対応した高齢者・障がい者等の 歩行者移動支援の推進	207	0	249	△ 42	0.83
○その他	419	0	727	△ 307	0.58
行政経費 計	2,619	303	2,678	△ 59	0.98
II. 公共事業関係費					
○災害対策等緊急事業推進費	27,028	0	30,000	△ 2,972	0.90
○官民連携成長戦略推進費	2,972	2,972	0	2,972	皆増
公共事業関係費 計	30,000	2,972	30,000	0	1.00
合 計	32,619	3,275	32,678	△ 59	0.99

(注意) 端数処理の関係で、合計、比較増△減額は必ずしも一致しない。

II. 予算概算要求概要

1. 成長戦略の具体化

要求額 638百万円 (対前年度比 2.45倍)

・ 国家戦略としての大都市圏の国際競争力強化

要求額 248百万円 (対前年度比 2.97倍)

大都市圏戦略の実現を図るため、政策区域の設定や大都市圏戦略計画（仮称）の策定等に関する調査等を行うとともに大都市圏の国際競争力強化に向けた取組推進のため、国内外への大都市圏戦略の情報発信を行う、また、戦略核都市圏広域連携推進機構（仮称）等による大都市圏戦略の推進に資する広域的なマスタープランの策定やそれにつながる取組等を支援する。

・ 地域の民間団体と地方公共団体の協働による広域的な地域戦略の推進

要求額 2,972百万円 (皆増) 公共事業関係費

要求額 60百万円 (対前年度比 1.35倍)

地域の経済団体やNPOを中心とした地域の多様な主体から構成される連携主体が国や地方公共団体と協働して、それぞれの役割・責任を定めた地域戦略を策定し、その実施を担うことができる環境を整備する。これにより、所管や行政界を超えて地域の個性や強みを活かした特色ある成長を実現する。

・ 「新しい公共」の担い手による新たな地域づくり

要求額 263百万円 (対前年度比 1.99倍)

地域の志あるお金が「新しい公共」の担い手に活用され、そのような資金が地域で循環する地域金融の仕組みを構築するとともに、活動の担い手が、地域の資金を有効に活用して地域活動につなげるための経営支援を受けられる環境の整備を行う。

・ ICT等を活用した歩行者移動支援の推進

要求額 67百万円 (皆増)

(政策統括官担当予算)

成長戦略（観光分野、住宅・都市分野）に位置付けられた、観光の高度化、まちなか居住の早期実現に向け、ICT等を積極的に活用し、高齢者、障がい者をはじめとしたあらゆる歩行者に対し、移動支援を行える環境整備を推進する。

2. 超長期を見据えた国土のあり方の展望等

要求額 469百万円 (対前年度比 1.32倍)

人口減少の進行、急速な高齢化、国と地方の長期債務という将来の日本に対する大きな不安を踏まえ、世界の中の我が国の位置づけ、国境を超えた広域的な交流・連携の動向、本格的な縮退期における国土基盤の

維持管理・更新など様々な観点から、分野横断的に、全国及び広域ブロックの推移について、2050年までを展望し、将来の国土の姿と課題、基本的な施策の方向を提示する。

3. 地理空間情報の活用推進及び国土情報の戦略的整備 **要求額 769百万円（対前年度比 0.76倍）**

次期地理空間情報活用推進基本計画の策定に向けた計画に盛り込むべき事項に関する検討や新事業創出のためのルール・仕組みづくりなど、国として実施すべき府省横断的なルールや制度の整備を行い、地理空間情報の活用推進に必要な環境を整備していく。

また、国土の状況についての科学的な分析、政策の企画・立案に資するよう、国土政策上の課題に的確に対応した国土情報の戦略的な整備等を推進する。

4. 総合的な交通体系整備の推進 **要求額 116百万円（対前年度比 1.66倍）** **（政策統括官担当予算）**

交通基本法（仮称）関連施策の推進に資するなど総合的な交通体系整備を推進するための取組みを行う。具体には、全国幹線旅客純流動調査から整備した純流動データの公表や新しい総合交通分析システム（次期NITAS）の開発を実施するとともに、広域的な交流・連携の促進や移動が困難な地域等のモビリティ確保など総合的な交通体系に関する検討を行う。

5. ユニバーサル社会に対応した高齢者・障がい者等の歩行者移動支援の推進 **要求額 207百万円（対前年度比 0.83倍）** **（政策統括官担当予算）**

段差の有無、幅員やスロープ等のバリア情報を含んだ歩行空間ネットワークデータの整備を推進するとともに、ICT等を活用した移動制約者に対する歩行者移動支援サービスの普及・展開に向けた環境整備を行う。

6. 災害対策等緊急事業推進費（公共事業関係費） **要求額 27,028 百万円（対前年度比 0.90倍）**

住民の安全・安心の確保に資することを目的とし、洪水・豪雨・高潮・地震・津波等の自然現象による災害を受けた地域、及び公共交通に係る重大な事故が発生した箇所等において緊急に実施すべき事業を迅速に立ち上げ、又は推進を図る。

Ⅲ. 個別事項

1. 成長戦略の具体化

(1) 国家戦略としての大都市圏の国際競争力強化

①大都市圏における政策区域の指定等に関する経費

国家戦略と地域主権のバランスに配慮しつつ大都市圏戦略の実現を図ることを目的として、政策区域の設定や大都市圏戦略計画（仮称）の策定等に関する調査等を行うとともに、大都市圏の国際競争力強化に向けた取組を推進するため、IR戦略として国内外への大都市圏戦略の情報発信を行う。

②大都市圏戦略推進事業支援

戦略核都市圏広域連携推進機構（仮称）等による広域的な大都市圏戦略の推進に資するマスタープランの策定やそれにつながる取組等を支援する。

○大都市圏の国際競争力強化に向けた政策等の推進

100百万円（前年度 64百万円）

○大都市圏戦略推進事業

136百万円（皆増）

大都市の国際競争力の強化(大都市圏戦略の策定)

ソウル、シンガポール、上海、天津、グレート・ワシントンなど世界における成長著しい大都市圏は、国を挙げて競争力向上のための取組を推進している。これら世界の大都市圏との国際競争に勝ち抜くため、東京をはじめ我が国のポテンシャルの高さを世界に発信可能な大都市について、国家戦略に基づき多様な機能が備わった都市拠点を形成すること等により、人、モノ、カネ、情報を呼び込むアジアの拠点・イノベーションセンターとなることを目指す。

国家としての大都市圏政策の基本戦略である「大都市圏戦略」の策定

➤「大都市圏戦略」の策定・推進

三大都市圏においては、高度経済成長期に既成市街地への人口・産業の過度の集中を抑制する観点から市街地及び都市圏を拡大してきたが、今後は、国際競争力強化に向けた業務機能の効率的集積及び人口減少・少子高齢化に対応した郊外市街地のコンパクト化へ向けた都市構造の再編へ向けて大きく方向性を転換することが必要。



・首都圏整備法等を抜本的に改正し、国家戦略的視点を重視する「大都市圏戦略基本法（仮称）」とするとともに、首都圏整備法等に基づき策定されていた首都圏整備計画等を廃止し、国家戦略的な「大都市圏戦略」に一本化。

・「大都市圏戦略基本法（仮称）」に基づき、国家としての大都市圏政策の基本戦略（大都市圏戦略）を閣議決定。

・「大都市圏戦略」においては、特に以下の点を重視。

① 大都市圏の国際競争力を強化するため、創造的（クリエイティブ）な人材や企業にとっての魅力を高め、人材や投資を誘引する施策を戦略的に推進

② 老朽化したインフラが大都市圏の成長の制約要因とならないよう、インフラの整備と維持更新を戦略的に推進（大都市圏のインフラのマスタープランとしての役割）

③ 地球環境と生活環境に配慮した最先端の都市圏として、広域的な緑地の保全・形成等を戦略的に推進

【予算】

○大都市圏における政策区域の指定等に関する経費

○大都市圏戦略の情報発信に関する経費

○大都市圏戦略推進事業

(2) 地域の民間団体と地方公共団体の協働による広域的な地域戦略の推進

地域の経済団体やNPOを中心とした地域の多様な主体が、地方公共団体と連携し、具体的な地域づくり戦略の提案から実行までを一貫して担うことのできる環境を整備することにより、所管や行政界を超えて各地域の個性や強みを活かした特色ある成長を実現する。

このため、地域の多様な主体から構成される連携主体を国が認定し、当該連携主体がそれぞれの役割・責任を定めた広域的な地域戦略を策定し、その実施を担うことができることとする制度を創設する。

これに際し、多様な主体の取組による広域的な地域戦略に位置付けられ、民間の投資の拡大に重要で費用対効果が高く、かつ確実に効果が期待できる事業に対し機動的な予算措置を講じる。

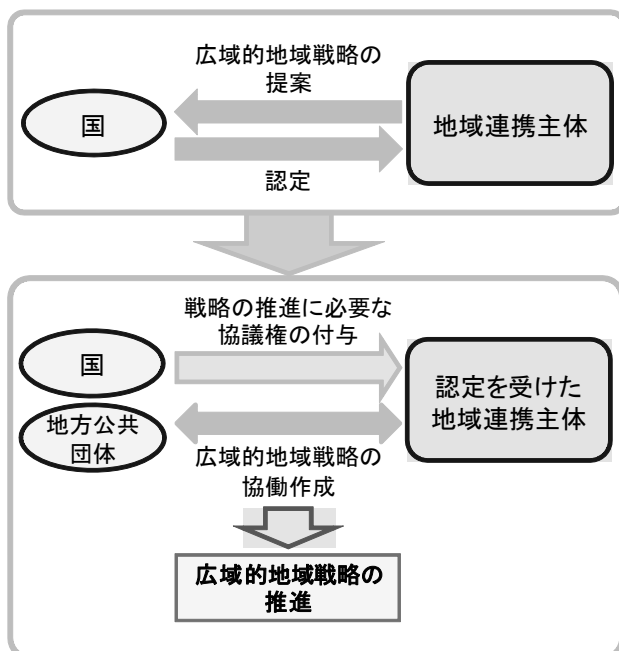
また、本制度が活かされ、国の認定を受けた連携主体による広域的な地域戦略が円滑に実施に移されるよう支援する。

○広域的な地域戦略の機動的推進

2, 972百万円 (皆増)

○地域戦略実施に向けた地域連携主体の取組支援

60百万円 (皆増)



戦略推進のための予算措置

広域的な地域戦略の機動的推進

- ・多様な主体の取組による広域的な地域戦略に位置付けられた直轄事業や補助事業であって、民間の投資の拡大に重要で費用対効果が高く、かつその効果が確実に期待できるものに機動的な予算措置を講じる。

地域戦略実施に向けた地域連携主体の取組支援

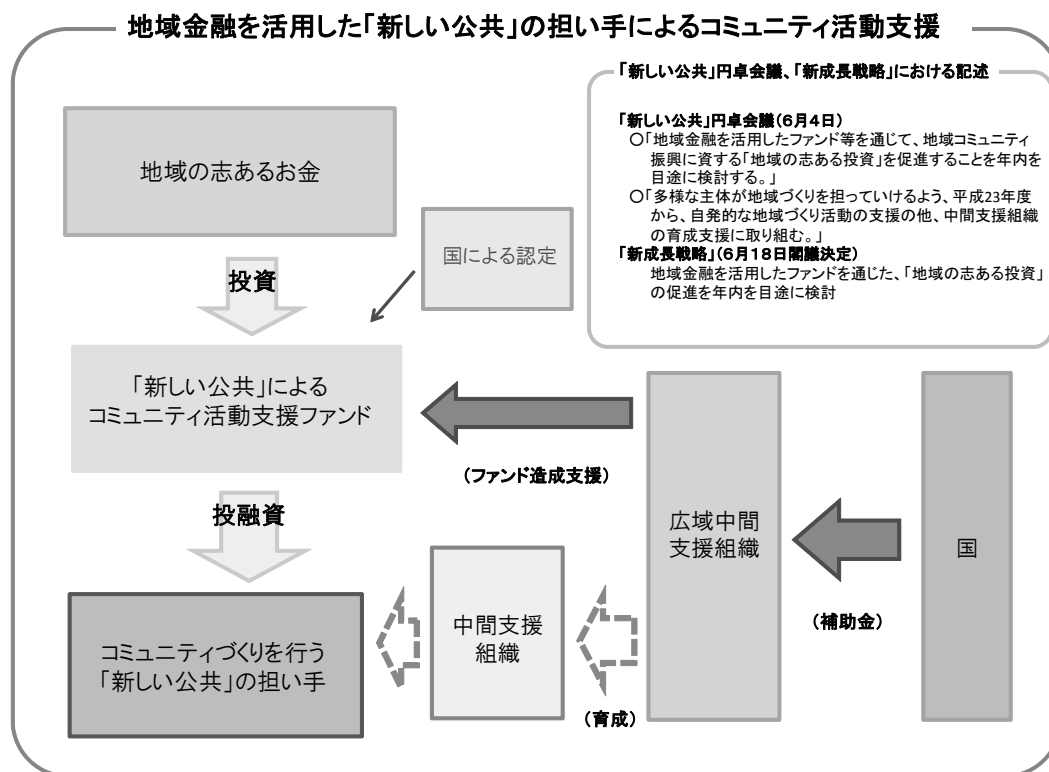
- ・各地域で自立した特色ある成長を実現するため、国の認定を受けた協議会により、地域の個性や強みを活かした広域的な地域戦略が円滑に実施に移されるよう支援する。

※この他、広域的な地域戦略の推進に必要なインフラ整備に社会資本整備総合交付金等を活用

(3) 「新しい公共」の担い手による新たな地域づくり

- ① 「地域の志ある投資」を促進するためのファンドへの支援
 個人の社会貢献意欲や企業の社会的責任などによる「地域の志ある投資」を「新しい公共」のコミュニティ活動の資金として活用する地域金融の仕組みを支えるファンドの設立を支援するため、ファンド設立の際必要となる登記費用等初年度にかかる経費を支援する。
- ② 「新しい公共」の担い手に対して経営支援を行う中間支援組織の育成支援
 「新しい公共」の担い手の多くが必要としている資金調達や協力・提携先情報の提供などの経営支援を、地域の中間支援組織が十分提供できる環境を整備するため、中間支援組織に対する支援組織としての「広域中間支援組織」が中間支援組織に対して行う人材育成や技術の提供などの支援事業について支援する。

- 「地域の志ある投資」を促進するためのファンドへの支援
 100百万円（皆増）
- 「新しい公共」の担い手に対して経営支援を行う中間支援組織の育成支援
 100百万円（皆増）
- 「新しい公共」の担い手による意見交換や情報共有のためのプラットフォーム構築
 63百万円（前年度 132百万円）



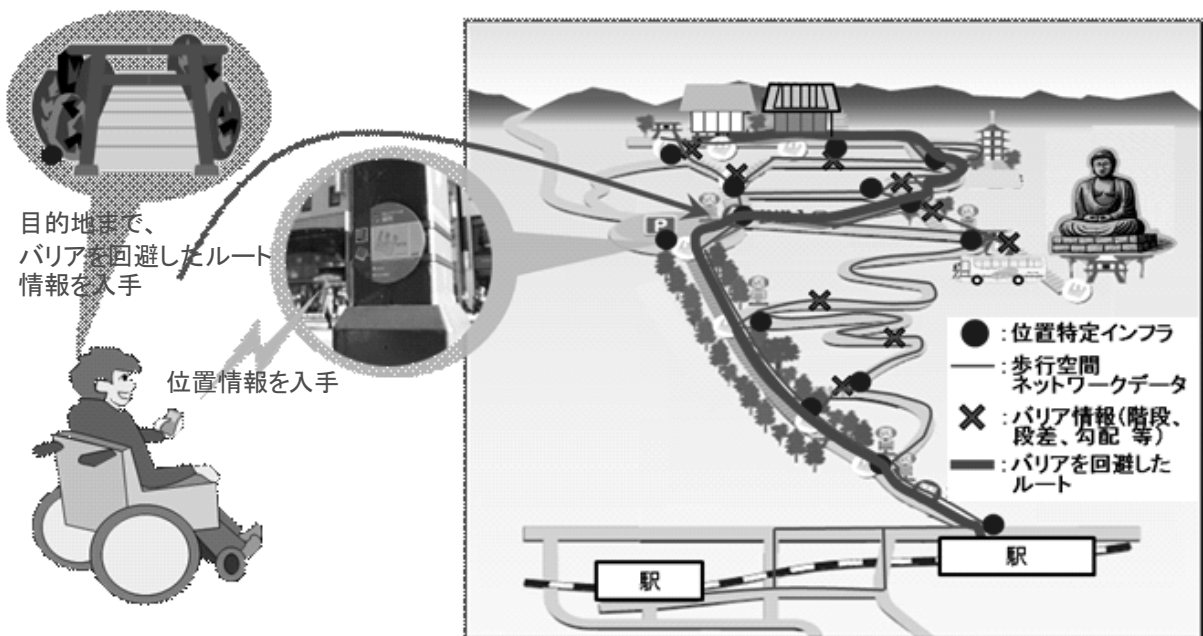
(4) ICT等を活用した歩行者移動支援の推進

成長戦略（観光分野、住宅・都市分野）に位置付けられた、観光の高度化、まちなか居住の早期実現に向け、ICT等を積極的に活用し、高齢者、障がい者をはじめとしたあらゆる歩行者に対し、移動支援を行える環境整備を推進する。

○成長戦略の実現に向けた歩行者移動支援の推進

67百万円（皆増）

- ・ 指定区域内における全面ICT化に関するシステム検討（観光分野）
- ・ 観光地における移動制約者の歩行支援に関するガイドラインの作成（観光分野）
- ・ 歩行空間ネットワークデータの整備推進や、公共交通と連動した街なかの歩行者移動支援の検討（住宅・都市分野）



成長戦略の実現に向けた歩行者移動支援の推進（観光）

2. 超長期を見据えた国土のあり方の展望等

人口減少の進行、急速な高齢化、国と地方の長期債務という将来の日本に対する大きな不安を踏まえ、世界の中の我が国の位置づけ、国境を超えた広域的な交流・連携の動向、本格的な縮退期における国土基盤の維持管理・更新など様々な観点から、分野横断的に、全国及び広域ブロックの推移について、2050年までを展望し、将来の国土の姿と課題、基本的な施策の方向を提示する。

①国土の長期展望と将来的課題の検討

人口、社会、経済、交通・情報、安全等の国土基盤、土地、水等の国土資源、都市・集落、環境・エネルギー等、分野横断的な国土の長期展望と将来的課題の検討を行う。

②国土形成計画等の進捗管理

最新の統計データ、意識調査等を用いた指標に基づくモニタリング（進捗状況の把握）を実施し、その結果を国土形成計画に係る法定政策レビューに反映する。

○国土の長期展望と将来的課題の検討

1 3 5 百万円（皆増）

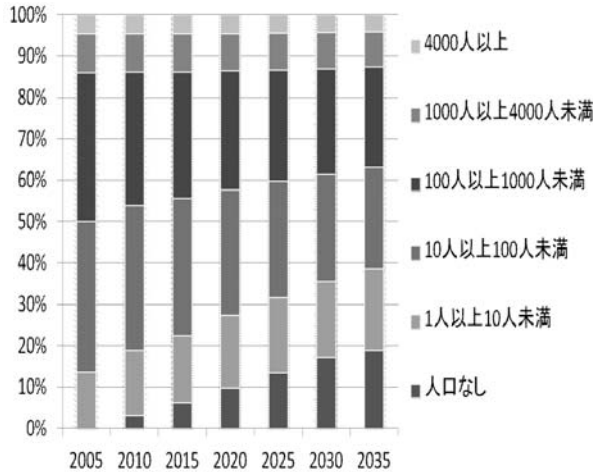
○国土のモニタリングシステムの管理及び国土レポート（仮称）の公表

2 2 百万円（前年度 3 1 百万円）

国土の長期展望と将来的課題の検討

様々な観点から国土の動向を展望(例示)

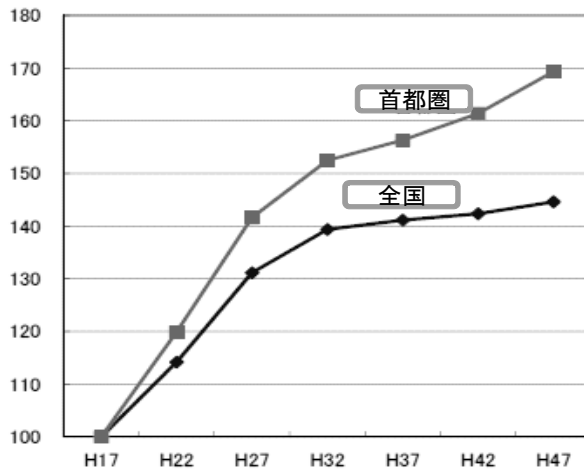
将来の人口分布の推計(全国の人口別1Kmメッシュ数)



将来の人口分布等の推計を行って、無居住地域の拡大、管理放棄地の増大等の今後生じうる国土利用の変化についての把握を行い、限りある国土を将来も有効利用できるようなための国土管理のあり方について展望する。

試算によれば、2035年までに、現在は人が住んでいる面積のうち約2割(国土面積の約1割に相当)が無居住地域化するおそれ

首都圏における高齢化の進行の状況
(高齢者の将来推計人口の指数(H17=100))



将来の地域別人口動態などに関するシミュレーションを行い、大都市でも急速な高齢化が見込まれる中で、成長の要となる大都市部などのあり方についての展望を行う。

試算によれば、首都圏の高齢者人口は全国よりも高い伸び率で推移し、高齢化の課題は首都圏においてより深刻

将来の国土の姿と選択肢をわかりやすく提示

・国土の将来を長期展望するなかで、現状のまま推移することによる課題を明らかにするとともに、それを回避するための持続・成長に向けた選択肢の提示を行う。

3. 地理空間情報の活用推進及び国土情報の戦略的整備

○地理空間情報の高度な活用の推進

地理空間情報活用推進基本法や地理空間情報活用推進基本計画（以下「基本計画」）等に基づき、同計画の目指す「地理空間情報高度活用社会」の実現に向けて、地理情報システム（GIS）の活用を推進する。

①地理空間情報の活用の推進に係る総合的課題に関する検討

現行の基本計画（平成20年閣議決定）の計画期間が平成23年度までであることから、技術の進歩等の社会経済情勢の変化を踏まえた次期基本計画の策定に向け、計画に盛り込むべき事項に関する調査・検討等を行う。

②地理空間情報の活用推進による新事業の創出・展開

新たな活用技術を用いることによる公益性の高いサービスの実現が期待されており、関係者間での円滑な情報共有等のための新たなルールや仕組みづくりの検討を行い、地理空間情報の活用推進による新事業の創出・展開のための環境を整備する。

○国土情報の戦略的整備及び提供

国土の状況についての科学的かつ客観的な分析を進めるとともに、国民が国土の状況をよりよく理解できるようにするため、国土政策上の課題に的確に対応した国土に関する情報（国土利用の質的分析を可能とする高度な土地利用情報等の国土情報）の整備を戦略的に推進するとともに、インターネットを通じ広く提供する。

○地理空間情報の活用推進及び国土情報の戦略的整備

769百万円（前年度1,018百万円）

うち、

- ・地理空間情報の活用の推進に係る総合的課題に関する検討

72百万円（前年度 48百万円）

- ・地理空間情報の活用推進による新事業の創出・展開

55百万円（皆増）

地理空間情報の高度な活用の推進

○次期基本計画に向けた調査・検討

現行の地理空間情報活用推進基本計画(平成20年4月閣議決定)の計画期間が平成23年度までであることから、技術の進歩等の社会経済情勢の変化を踏まえ次期基本計画策定に向けた調査・検討を行う。

基本計画改定に向けた調査・検討

- 地理空間情報の高度な活用に向けた課題
- 高度活用社会の実現による経済効果等の検討 等

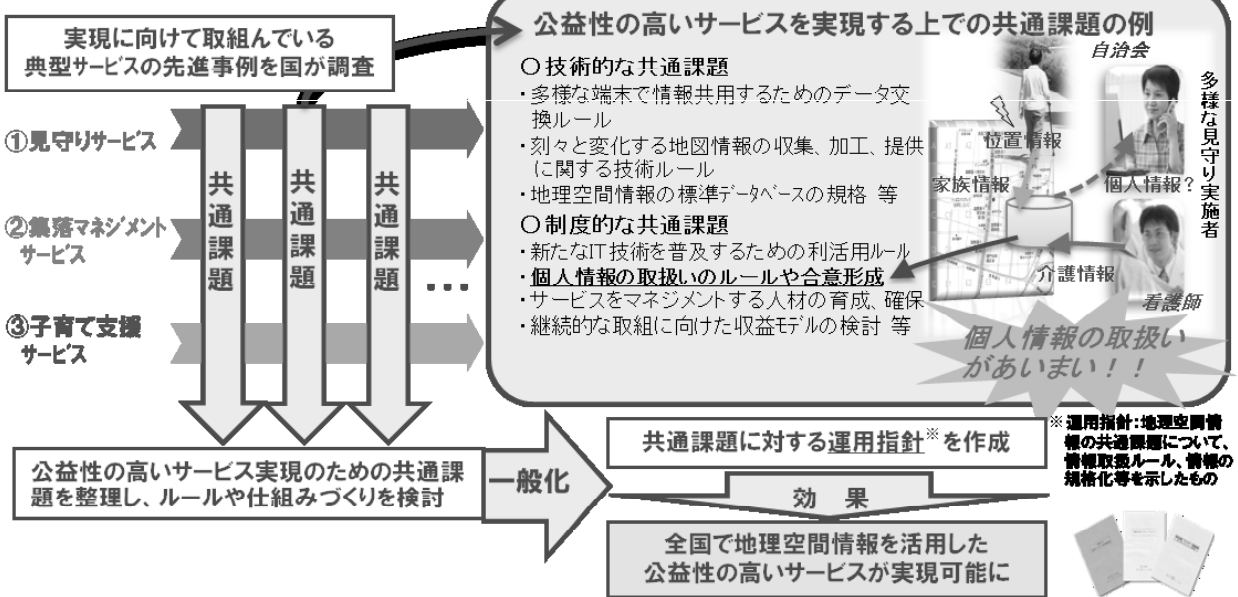
地理空間情報活用推進会議

関係府省の推進体制
情報交換
産学官の連携体制

地理空間情報産学官連携協議会

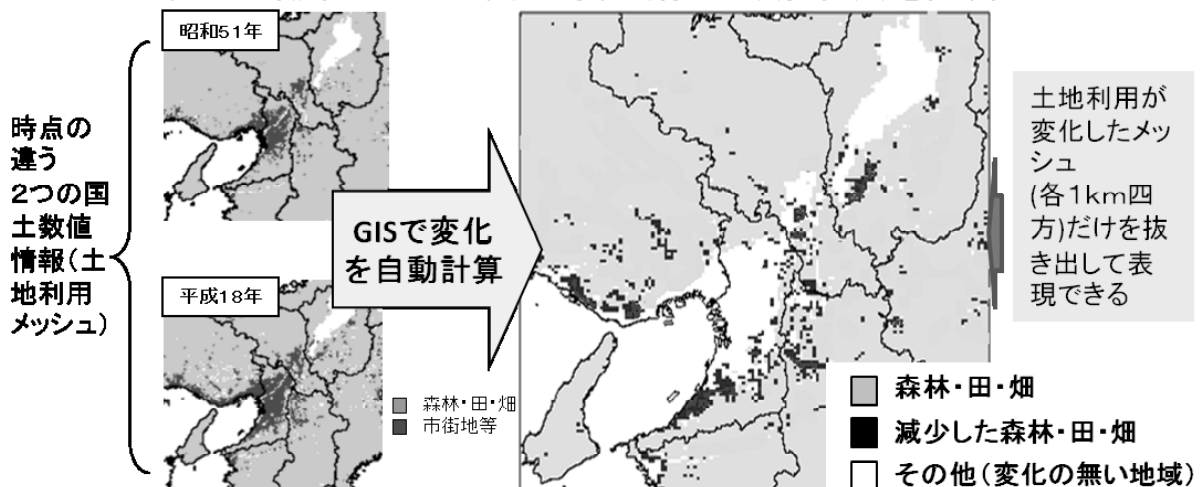
○地理空間情報の活用推進による新事業の創出・展開

公益性の高い典型的な複数のサービス分野について、サービスの実現を目指す先進的な取組事例を調査し、新事業を創出・展開していくための地理空間情報の共通的な課題について、ルールや仕組みづくりの検討を行い、運用指針を作成する。



国土情報を活用した分析事例

異なる時点間での土地利用の変化(緑地の減少状況)を自動抽出



さらに各種指定区域を表す情報と重ね合わせ、その範囲内における緑地の減少量を集計するなどして得られた客観的データにもとづき、政策を企画立案

4. 総合的な交通体系整備の推進

(政策統括官担当予算)

交通基本法（仮称）関連施策の推進に資するなど、以下の総合交通体系整備を推進するための取組みを行う。

①全国幹線旅客純流動調査の着実な実施

幹線総合交通体系の今後のあるべき姿の検討に資するため、関係部局が行う実態調査と連携して、全国幹線旅客純流動調査（第5回：5年毎の調査）結果から純流動データの整備を行い、公表する。

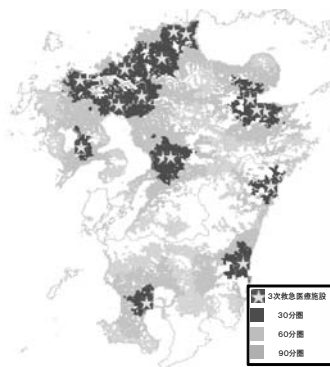
②総合交通分析システム（次期NITAS）の開発

国、地方公共団体等での交通施策の立案等を支援するため、利用者のニーズに応える新しい総合交通分析システム（次期NITAS）の開発を行う。

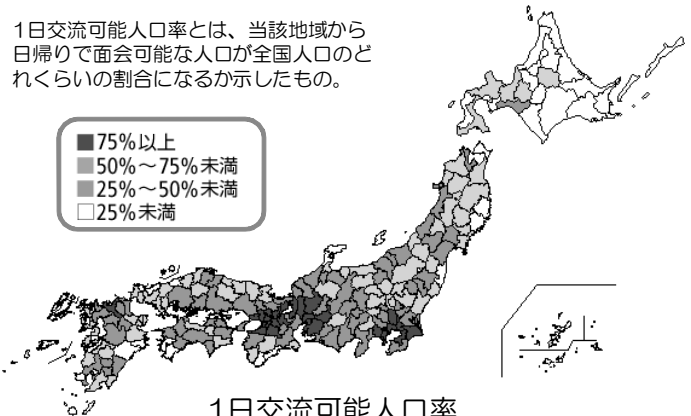
③総合的な交通体系整備の推進に関する調査

総合的な交通体系整備の推進に向け、広域的な交流・連携のモニタリング・分析の実施や将来展望に関する検討を行うとともに、地域のモビリティ確保施策をサポートするためのノウハウの提供等、地域のニーズに即した様々な支援を実施する。

- 総合的な交通体系整備の推進 116百万円（前年度 70百万円）
うち、
- ・全国幹線旅客純流動調査 45百万円（前年度 14百万円）
 - ・総合交通の分析に資するシステムの開発に向けた検討調査 50百万円（前年度 15百万円）
 - ・総合的な交通体系整備の推進に関する調査 21百万円（前年度 21百万円）



九州地方における第3次救急医療施設時間圏域図



1日交流可能人口率

NITASによる分析事例

5. ユニバーサル社会に対応した高齢者・障がい者等の歩行者移動支援の推進

(政策統括官担当予算)

少子高齢化社会に向けて、ICT等を活用し、高齢者や障がい者をはじめ、誰もが必要に応じ、移動に関する情報を入手し、積極的に活動できるバリアフリー環境をソフト施策の面からも構築することが必要不可欠である。

このため、段差の有無、幅員やスロープ等のバリア情報を含んだ歩行空間ネットワークデータの整備を推進するとともに、ICT等を活用した移動制約者に対する歩行者移動支援サービスの普及・展開に向けた環境整備を行う。

○ユニバーサル社会に対応した高齢者・障がい者等の

歩行者移動支援の推進

207百万円(前年度 249百万円)

- ・バリア情報を含んだ歩行空間ネットワークデータの整備

148百万円(前年度 148百万円)

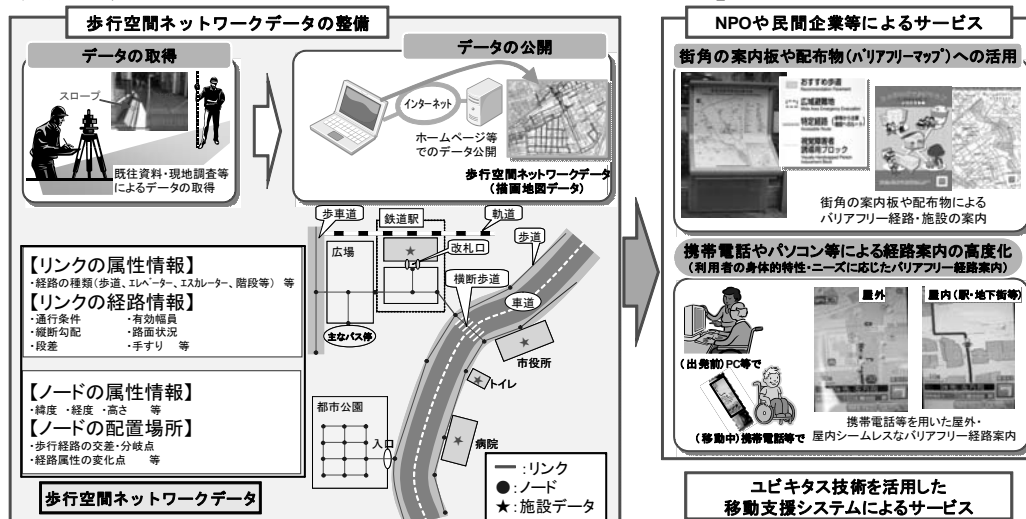
- ・移動制約者に対する歩行者移動支援サービスの普及・展開に向けた環境整備

59百万円(前年度 101百万円)

【歩行者移動支援サービスの概要】



【バリア情報を含んだ歩行空間ネットワークデータの整備】



6. 災害対策等緊急事業推進費

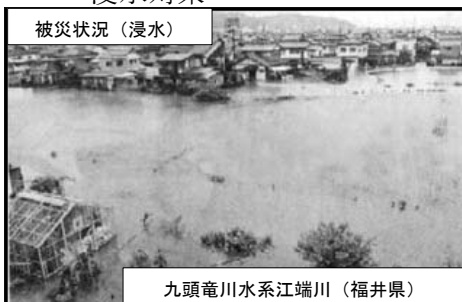
住民の安全・安心の確保を目的とし、洪水・豪雨・高潮・地震・津波・地すべり・崖崩れ等の自然現象による災害を受けた地域、及び公共交通に係る重大な事故が発生した箇所等において、緊急に実施すべき事業を迅速に立ち上げ、又は推進を図る。

○災害対策等緊急事業推進費

27,028百万円（前年度 30,000百万円）

○災害対策の部

・浸水対策



・法面崩壊対策



自然災害の被災地域で
**直ちに再度災害防止の
ための対策を実施**



浸水被害を受けた河川で、直ちに堤防強化を実施し、**次期出水期の洪水被害を回避**



崖崩れが発生した道路で、直ちに法面保護工事を実施し、**速やかに交通の安全を確保**

○公共交通安全対策の部

・事故対策



予期せぬ事故の
発生後、**直ちに事
故再発防止のた
めの対策を実施**



冠水した道路へ車両が進入した箇所、直ちに道路情報提供装置を改良（視認性の向上）し、**早急に事故の再発を防止**

7. その他

- ・首都機能の移転等に関する調査 4 1 百万円（前年度 4 6 百万円）
- ・国土政策の国際連携の推進 8 2 百万円（前年度 6 7 百万円）